

消費生活センターだより

第118号
令和6年8月

新紙幣の発行に便乗した詐欺に注意！

7月に新紙幣が発行されました。それに伴い、金融機関などを名乗り「旧紙幣と新紙幣を交換するために預かる。」などとお金をだまし取る詐欺が発生しています。



旧紙幣は8月から使えません。
交換するために預かります。



【事例】

- ・金融機関の職員が訪ねてきて「旧紙幣は8月から使えなくなる。預けてくれれば新紙幣と交換してくる」と言われた。家にあった200万円を預けたが、職員は帰って来なかった。
- ・「新紙幣の偽札が出回っていないか調査している」と男性が訪ねてきたので、手元にあった新紙幣を確認してもらった。1万円札の何枚かが偽札だったので、不安に思い男性に新紙幣を預け、連絡先を交換した。しかし、その後連絡はなく、相手の電話番号にかけたが、つながらなかった。
- ・金融機関から電話がかかってきて「新紙幣がコンビニATMで利用できるか調査している。指定のATMからこちらの口座に振り込んでくれれば、後日謝礼の金額と合わせて返金する」と言われた。あやしいと思って、普段使っている金融機関の窓口で確認すると、そのような調査を一般の方に依頼することは無いと言われ、詐欺だとわかった。

～アドバイス～

- ・新紙幣発行後も、旧紙幣は使用できます。
- ・金融機関の職員や調査員などを名乗り、新紙幣の発行に便乗して、紙幣を預かろうとしたり、個人情報聞き出そうとすることは詐欺です。
- ・上記の事例以外にも「旧紙幣の発行量調査」「指定口座に振り込めば新紙幣に交換する」「新紙幣を使用するには、キャッシュカードの更新が必要」などと紙幣やキャッシュカード、個人情報をだまし取ろうとする詐欺が発生しています。
- ・不審な電話や訪問があっても、その場で対応せず、家族や旭警察署（64-0110）、警察相談専用電話（#9110）に相談しましょう。
- ・不安に感じたら、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019